

# 4～6月期指数発表 エンビズ総研

## 全般的業況は大幅に悪化 大、中規模事業者が激しくダウン

(株)エンタテインメントビジネス

連続でマイナスイオンに沈んでいる。

(表1)

総研はこのほど、第57回パチンコ

事業規模別では、小規模事業者

景気動向指数(DI)調査報告書

(1～3店舗)がマイナス42・1ポ

(4～6月)をまとめた。収益・売

上・粗利など全般的業況はマイナ

ス36ポイントで前回より30・7ポ

イント(前回より4・6悪化)、中

イントの大幅悪化となった。第47

規模事業者(4～10店舗)がマイ

回調査(一昨年10～12月)以降11期

ス45・8ポイント(同37・8悪化)、

大規模事業者(11店舗以上)がマイ

表1 全般的業況 (事業者全体)

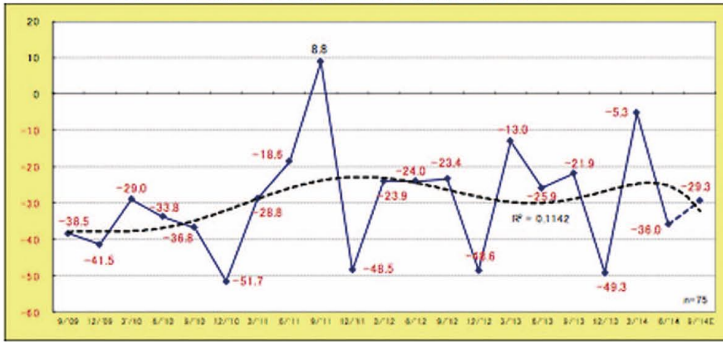


表2 稼働状況 (パチンコ・パチスロ別)

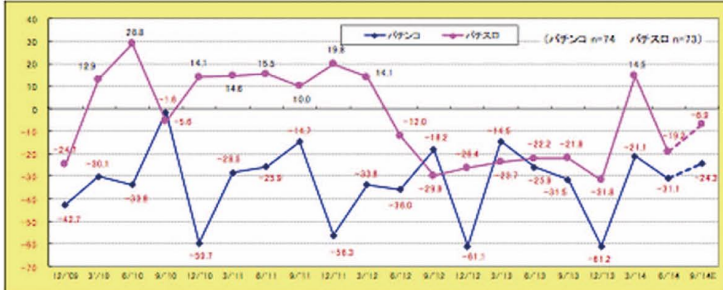
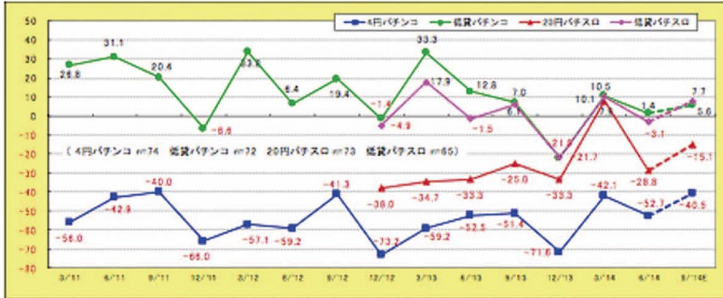


表3 稼働状況 (貸玉料金別)



ナス29・2ポイント(同40・6悪化)だった。前回、大規模事業者はプラス圏におり、中規模事業者はマイナス0・8ポイントとプラス圏に近かったため、両者の落ち込みが激しい。

パチンコ、パチスロ別では、パチンコの稼働がマイナス31・1ポイント(同10・0悪化)、前回プラス圏にいたパチスロはマイナス19・2ポイント(同33・7悪化)だった。(表2)

貸玉料金別の稼働では、4円パチンコがマイナス52・7ポイント(同10・6悪化)、20円パチスロがマイナス28・8ポイント(同36・7悪化)だった。一方、低貸パチンコはかろうじてプラス圏の1・4ポイント(同9・1悪化)、低貸パチスロはマイナス3・1ポイント(同13・2悪化)だった。(表3)

### 人員確保が難しい状況 応募少なく定着せず

特集(トレンド・ウォッチ)として「アルバイト・パートの確保」について聞いた。アルバイト・パートの充足状況は「非常に不足」16%、「やや不足」49%と6割超が不足と答えた。不足の理由は、

「応募者が少ない」が58%と過半数を占め、「応募はあるが採用基準に達しない」30%、「離職者が多い」12%と続く。効果のあった求人媒体(複数回答)は「店内の求人告知」77%、「友人紹介」75%、「店頭での求人告知」67%、「求人サイト」56%の順だった。

採用から半年間の平均定着率は64%だった。定着率向上のため実施している取り組み(複数回答)は、「融通が利くシフト管理」が57%で最も多く、次いで「コミュニケーション」が取れる仕組みづくり「会社の方針、理念の共有」が各48%、「教育・研修制度の充実」39%が上位となっている。また、今後の定着率向上策として考えていること(複数回答)は、「法定外福利の充実」「会社の方針、理念の共有」が各44%でトップだった。

「業界全体で労働環境の向上を図らないと、アルバイトに限らず新卒採用にも影響が出る(近畿・小規模事業者)」、「正社員がまったく採用できない(関東・小規模事業者)」、「外国人の採用を考えなければ、人の確保が難しくなりそう(関東・中規模事業者)」などの声があった。

# 警察庁、内閣府令改正案を公表

## 本籍の記載義務を廃止へ

### 9月20日までパブリックコメント公募

警察庁は8月22日、「風営法に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」をホームページで公示した。これは風俗営業店の経営者

が風営法の求めに応じてつくる従業員名簿に関して、本籍（外国人の場合は国籍）記載の義務付けを見直す内容で、同庁はこの改正案

ルに關係する条項は第20条。風俗営業者等に営業所又は事務所ごとに備え付けるように義務づけられている従業員名簿についての記載事項で、従来は、「性別、生年月

日まで公募した。

公示された改正案

は第20条（従業員名簿の記載事項）と第21条（確認書類）についてで、このうちホー

日、本籍（日本国籍を有しない者にあつては、国籍）、採用年月日、退職年月日及び従事する業務の内容とする。」となつていたが、「本籍（日本国籍を有しない者にあつては、国籍）」の部分が削除された。

該当の内閣府令は1985年につくられており（当時は総理府令）、パチンコ・パチスロ業界ではかねてから、「現在は一般的に履歴書に本籍地を記載しない。パチンコ産業でも必要とは思われない」として改正を要望していた。

## 個人情報保護について 警察庁要請

個人情報をめぐる最近の情勢に鑑み、警察庁から8月26日、全日遊連を通じホール関係5団体に以下の通り要請がありました。個人情報取扱事業者に該当する会員企業は、「個人情報保護」について改めて注意を払うようお願いします

### 記

個人情報については、下記の点に留意し、適正に取扱うようお願いします。

- 1 本人の事前の同意がない第三者への個人データの提供は、個人情報の保護に関する法律第23条において原則禁止されています。
- 2 個人情報の保護に関する法律第16条において、本人の事前の同意がない場合、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えた取扱いが原則禁止されています。
- 3 個人情報の保護に関する法律第17条において、偽りその他不正の手段による個人情報の取得が禁止されています。

### 注記：

○個人情報取扱事業者は、保有する個人情報(氏名、生年月日、住所等により、特定個人が識別できるもの)の保有件数が5,000件以上の企業が該当しますので、基本的にはホールが対象となると思われます。

○上記1、2の事前の同意がない場合における禁止事項については、

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

等の例外的に許容される場合があります。

以上

## 中国・四国支部が慰労

### 30万円相当の小夜食 救出活動の広島県警察へ

広島市の土砂災害現場で被災者救出活動や各種警戒警備活動を行っている広島県警及び所轄警察署への慰労のため、日遊協中国・四国支部は8月22日、同県警警備課宛に計30万円相当の小夜食を贈った。

内訳はお茶、コーヒーなどの飲料60ケース、カップヌードル、シールフードヌードルなどの即席めん59ケースとなっている。